

(広告第4号様式)

川崎市 広告募集説明書（印刷物広告媒体資料）

募集件名	「みやまえガイドマップ」広告募集			
募集の内容	令和2年2月頃に発行予定の宮前区の総合ガイドマップの広告掲載枠を販売します。ガイドマップは宮前区へ転入する全世帯に配布するほか、区役所・市民館等で希望者に配布しており、宮前区で生活するうえで便利な地図、情報が盛り込まれた多くの区民の目に触れる媒体です。 別添「広告掲載仕様書」のとおり広告を掲載することができます。 広告の掲載を希望する事業者又は広告代理店は、別紙申込書により期間内に申し込んでください。			
発行部数	15,000部（転入世帯への配布：約10,000部、その他窓口等での配布：約5,000部）			
申込対象	広告掲載を希望する事業者様又は広告代理店様			
申込資格	(1) 「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」(以下「要綱等」という。)に規定する規制業種・事業者でないこと。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。 (4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。			
選定基準	応募が掲載枠数を超えた場合には、①区内に事業所等を有する者のうち、自らの事業所等の広告掲載を希望する者、②市内に事業所等を有する者のうち、自らの事業所等の広告掲載を希望する者、③出資法人、指定管理者制度導入施設、公社、公益法人及びそれに類する者、④市内に事業所を有する者のうち、上記第1、第2順位にあてはまらない者、の順に選定を行った上で、抽選を行います。			
募集についての説明	期間	令和1年9月2日	から	令和1年10月11日 16時 まで
	方法	下記担当あて、来庁、電話、メール等でお問い合わせください。		
申込み	この募集に関する申込みの提出期限等は次のとおりです。			
	期間	令和1年9月2日	から	令和1年10月11日 16時 まで
担当部署	宮前区役所まちづくり推進部企画課			
	住所	〒216-8570 川崎市宮前区宮前平2-20-5		
	電話・FAX	電話	044-856-3133	FAX 044-856-3119
	eメール	69kikaku@city.kawasaki.jp		

【添付資料】 なし あり（広告掲載仕様書、広告掲載申込書、役員等氏名一覧表及び同意書）

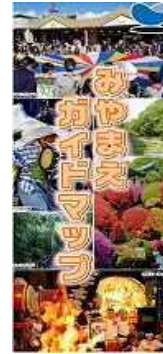
川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準は、川崎市ホームページでご覧になれます。

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-7-1-0-0-0-0-0-0.html>

広告掲載仕様書(印刷物広告媒体資料)

1 印刷物の概要

名称		みやまえガイドマップ		
規格	判型	二つ折り直角変形外々六つ折り		
	ページ	12ページ		
発行部数		15,000部		
発行頻度		年1回程度		
発行日		令和2年2月		
配付期間		令和2年2月～配布終了まで (約10ヶ月～1年間)		
配付エリア		宮前区内		
配付対象者		主に宮前区への転入者(約10,000世帯)。また、区役所や区内行政施設等で配布。		
内容等		宮前区の地図(見開き全面)、業務別お問い合わせ先一覧、主要施設一覧、バス路線図、宮前区の紹介等、各種生活情報を掲載した総合ガイドマップ。宮前区で生活するうえで便利な情報が盛り込まれており、多くの区民の目に触れる媒体です。		
配付方法		宮前区役所で転入手続きをしたすべての世帯に、「ウェルカムセット」として配布。 区役所、出張所、行政サービスコーナー、市民館等の公的施設ほかで希望者に配布。		
発行元		宮前区役所まちづくり推進部企画課		



1	2
3	4
5	6
7	8
9	10
11	12

2 掲載可能な広告

掲載面・位置	スペース(縦×横)	枠数	色数	広告料(1枠・税込)
裏表紙	縦50mm×横85mm	12枠	4色	20,000円
補足事項	広告枠は、複数枠を組み合わせる申込みいただくことができます。複数枠を組み合わせた場合の広告料は、20,000円×枠数とします。			

広告掲載が望ましくない業種・内容		川崎市広告掲載基準第3条による		
入稿締切	令和1年10月31日	15時まで	入稿形態	電子データ(イラストレーター)
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準を遵守してください。・広告料には、制作費(版下・デザイン)は含んでおりません。・完全データにて入稿してください(出力見本を添えてください)。・原稿内容について、宮前区役所契約業者等選定委員会において審査を行います。審査の結果、広告内容(表現等)の修正をご相談させていただく場合もあります。予めご了承ください。			